

# 横手市

## 保育園・認定こども園等 利用のしおり



### 【申請相談・受付窓口】

★申請相談・受付・関係書類の取得・申請スケジュールの確認は以下の窓口で行えます。

➡横手市 HP・ページ ID：1003405（年度途中入所）

★保育施設等の受入れ（空き）状況は、毎月中旬ころ横手市ホームページで公開しています。最新の情報は各保育施設、または各市民サービス課（保育担当）にお問い合わせください。

➡横手市 HP・ページ ID：1003372

### 【目次】 \* \* \* \* \*

p01、市内特定教育・保育施設一覧

p03、【1】利用申込みから入園までの流れ

p04、【2】特定教育・保育認定について

認定の区分／保育の必要性の事由／保育の必要量／有効期間と利用期間／  
優先利用／認定の変更申請、申請内容の変更届

p09、【3】提出書類について

保育の必要性を証明する書類／利用者負担額（保育料）算定のために必要となる書類

p11、【4】個人番号（マイナンバー）の記載について

p12、【5】利用者負担（保育料・副食費）について

算定方法／多子軽減／すこやか子育て支援事業／保育料納入方法／保育料等基準額

P17、【6】広域入所を希望する場合

p18、【7】よくある質問 Q&A

p19、【8】幼児教育・保育無償化について

p21、【9】利用調整における基準指数および調整指数

p25、【10】その他の子育て支援サービス

子育てファミリー支援事業／病児・病後児保育

p27、【11】よい保育施設の選び方

なんでもご相談ください♪



### 【問合せ】

子育て支援課（幼保係）	☎ 0182-35-2133
増田市民サービス課	☎ 0182-45-5514
平鹿市民サービス課	☎ 0182-24-1114
雄物川市民サービス課	☎ 0182-22-2157
大森市民サービス課	☎ 0182-26-2115
十文字市民サービス課	☎ 0182-42-5114
山内市民サービス課	☎ 0182-53-2933
大雄市民サービス課	☎ 0182-52-3905

横手市内の特定教育・保育施設等

【教育を希望する場合】第1希望の施設へ申請書類を提出してください。

地域	施設名	公私	受入年齢		所在地	電話
横手	認定こども園 上宮第一幼稚園	私立	満3歳から	就学前まで	中央町6-14	32-6075
	認定こども園 上宮第二幼稚園	私立	満3歳から	就学前まで	安田字谷地岸17	33-2755
	認定こども園 土屋幼稚園・保育園	私立	満3歳から	就学前まで	旭川二丁目2-26	32-8817
	むつみ幼保連携型認定こども園	私立	満3歳から	就学前まで	赤坂字仁坂105-20	33-2777
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	私立	満3歳から	就学前まで	横手町字五ノ口9	36-1334
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	私立	満3歳から	就学前まで	八幡字上長田39-1	36-1221
十文字	認定こども園 こひつじ	私立	満3歳から	就学前まで	十文字町字栄町19-1	42-3881
雄物川	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	私立	満3歳から	就学前まで	雄物川町沼館字千刈田2	22-4511

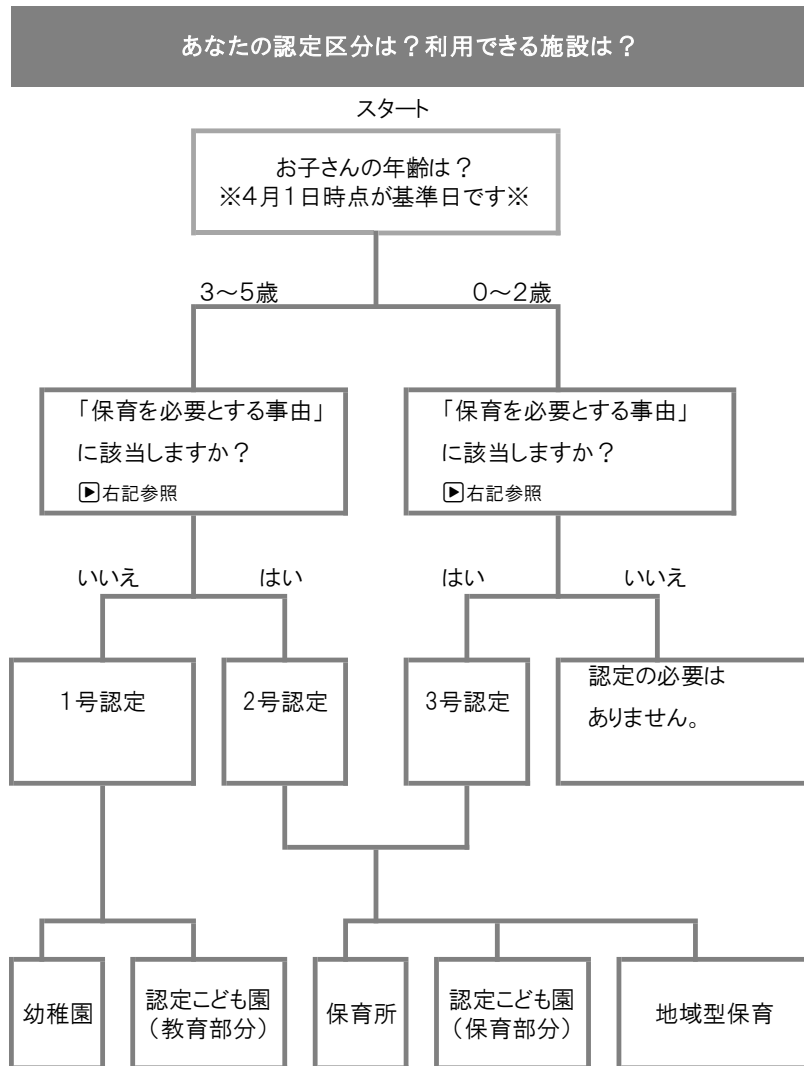
【保育を希望する場合】

子育て支援課または各地域局市民サービス課へ申請書類を提出してください。※事前の施設見学をお勧めします。

地域	施設名	公私	受入年齢		所在地	電話
横手	認定こども園 上宮第一幼稚園	私立	1歳児から	就学前まで	中央町6-14	32-6075
	認定こども園 上宮第二幼稚園	私立	1歳児から	就学前まで	安田字谷地岸17	33-2755
	認定こども園 土屋幼稚園・保育園	私立	生後5カ月から	就学前まで	旭川二丁目2-26	32-8817
	むつみ幼保連携型認定こども園	私立	2歳児から	就学前まで	赤坂字仁坂105-20	33-2777
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	私立	生後8週から	就学前まで	横手町字五ノ口9	36-1334
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	私立	生後8週から	就学前まで	八幡字上長田39-1	36-1221
	横手幼児園	私立	生後8週から	就学前まで	本町2-17	32-6025
	横手マリア園	私立	生後6週から	就学前まで	寿町7-25	32-5159
	アソカ保育園	私立	生後8週から	就学前まで	城西町4-8	33-1978
	明照保育園	私立	生後6週から	就学前まで	前郷一番町4-4	32-7388
	白梅保育園	私立	生後6週から	就学前まで	大屋新町字中野358-1	33-5924
	常盤保育園	私立	生後6週から	就学前まで	黒川字館西661	38-2255
	ときわベビーハウス	私立	生後6週から	2歳児まで	三本柳字寺田123-1	32-1616
	むつみ乳児保育園	私立	生後8週から	1歳児まで	赤坂字仁坂105-27	38-8020
	旭保育園	私立	生後8週から	就学前まで	猪岡字沼下145-2	36-2309
	金沢保育園	私立	生後6週から	就学前まで	金沢中野字青葉田18-1	37-2176
	みいりの保育園	私立	生後8週から	就学前まで	杉沢字吉沢382-5	33-2522
	事業所内保育所 あたごキッズ	私立	*	満3歳まで	清川町13-16	41-0123
増田	ますだ保育園	公立	生後8週から	就学前まで	増田町増田字七日町66	45-4637
平鹿	浅舞感恩講保育園	私立	生後6週から	就学前まで	平鹿町浅舞字浅舞221-1	24-1148
	下鍋倉保育所	私立	生後8週から	就学前まで	平鹿町下鍋倉字下都43-1	24-0247
	樽見内保育園	私立	生後8週から	就学前まで	平鹿町樽見内字扇田65	24-1305
	吉田保育所	私立	生後8週から	就学前まで	平鹿町上吉田字田ノ植88	24-3161
	醍醐保育園	私立	生後8週から	就学前まで	平鹿町醍醐字四ツ屋76	56-0155
	ぼかぼか西風苑	私立	生後8週から	満3歳まで	平鹿町浅舞字新堀91	24-3033
雄物川	雄物川保育園	私立	生後8週から	就学前まで	雄物川町柏木字後田7	23-6101
	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	私立	生後8週から	就学前まで	雄物川町沼館字千刈田2	22-4511
大森	大森保育園	私立	生後8週から	就学前まで	大森町字大森293-1	26-3132
	川西保育園	私立	生後8週から	就学前まで	大森町袴形字南越前林1	26-2133
十文字	三重保育所	公立	生後8週から	就学前まで	十文字町十五野新田字増田道東93-4	42-1005
	にしの杜保育園	私立	生後8週から	就学前まで	十文字町植田字一ト市127-3	23-7061
	認定こども園 こひつじ	私立	生後8か月から	就学前まで	十文字町字栄町19-1	42-3881
	十文字保育園	私立	生後8週から	就学前まで	十文字町梨木字羽場下10-113	42-1055
山内	さんない保育園	公立	生後8週から	就学前まで	山内土淵字菅生37-7	53-2172
大雄	たいゆう保育園	私立	生後8週から	就学前まで	大雄字田村72	23-7158

## 【はじめに】あなたの認定区分は？利用できる施設は？

\*（主に認可）保育施設などの利用を希望する場合は、住所地の市町村から利用のための認定を受ける必要があります。



※共働きでも、3歳以上のお子様で幼稚園・認定こども園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることとなります。

### ▶「保育を必要とする事由」

保育所などで保育を希望される場合は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① **就労**  
一月あたり48時間以上の労働を常態としていること。
- ② **妊娠・出産**  
出産前後8週であること。
- ③ **疾病**  
疾病にかかっていること。  
**障がい**  
精神若しくは身体に障がい有していること。
- ④ **親族の介護・看護**  
親族を常時介護または看護していること。
- ⑤ **災害復旧**  
震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ **求職活動(起業準備を含む。)**  
求職活動等を継続的に行っていること。
- ⑦ **就学(職業訓練を含む。)**  
学校等に在学していること。  
ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
- ⑧ **児童虐待やDVのおそれ**  
公的機関へ相談等を行っていること。
- ⑨ **育児休業**  
育児休業取得時に、既に保育所等を利用している子どもであること。
- ⑩ **その他市長が認める場合**

## 【クラス年齢早見表】

《令和6年度》クラス年齢は、その年の4月1日が基準日となります。

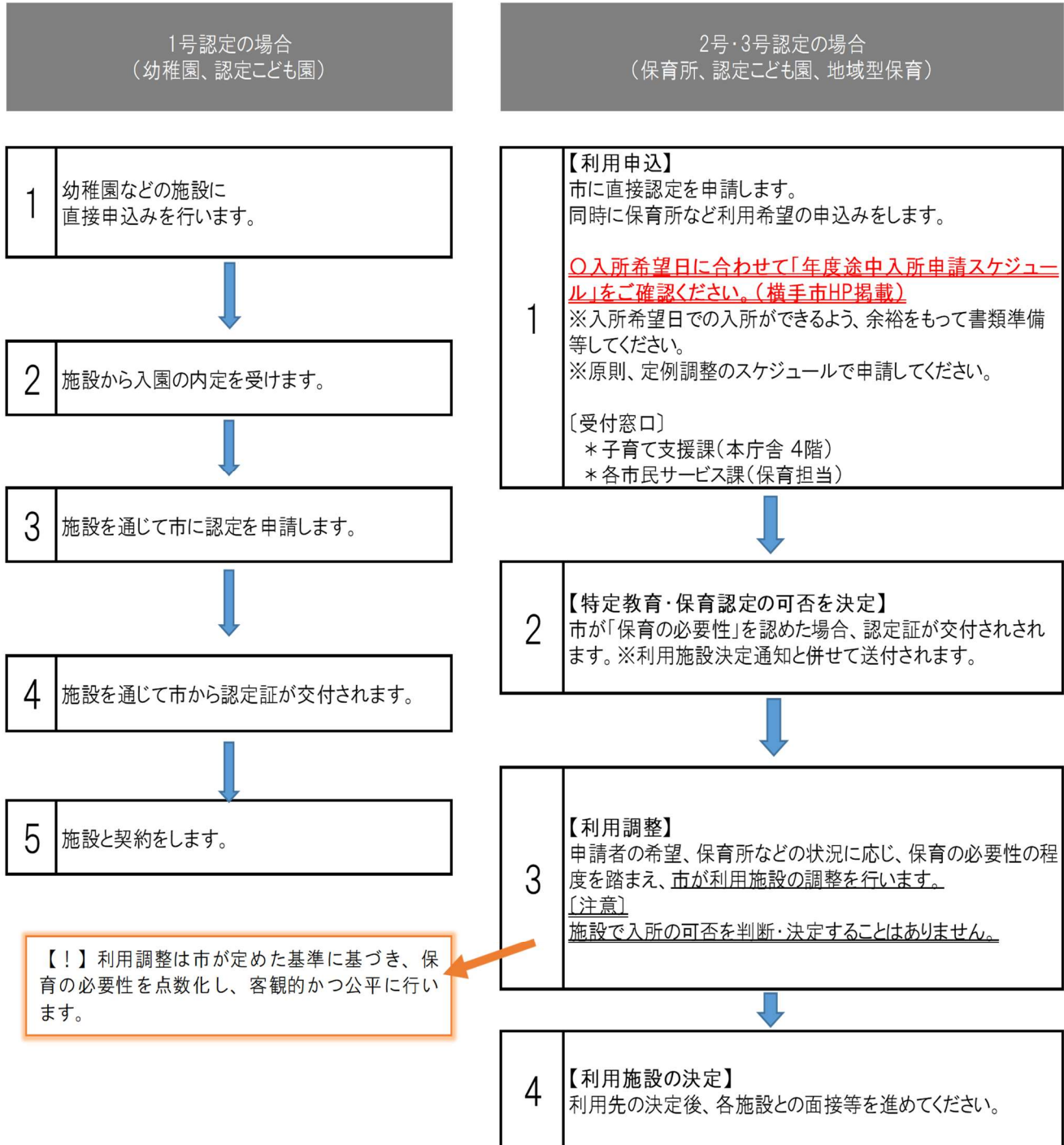
区分	クラス年齢	生年月日	備考
年長	5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	1号または2号認定 (無償化対象)
年中	4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	
年少	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	
未 満 児	2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	1号(無償化)または2号認定
	1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	
	0歳児	令和5年4月2日～	3号認定

## 【1】利用申込みから入園までの流れ

\* 入所施設の検討にあたっては、施設見学をお勧めします。

見学を希望する方は事前に見学したい施設に直接連絡をして、日時等をご相談ください。

\* 認可外保育施設（企業主導型含む）を希望する場合は、直接施設へお申込みください。



## 【2】特定教育・保育認定について

幼稚園や保育園、認定こども園等の利用を希望する場合には、横手市から「特定教育・保育認定」を受けることが必要です。

- ・ 認定の申請は、施設の利用申込みと同時に行うことができ、申請内容をもとに決定通知書が交付されます。
- ・ 決定通知書は、お子さんが幼稚園や保育園、認定こども園等を利用するための大切な書類であり、その内容を確認するため、利用する施設から提示を求められることがありますので、大切に保管してください。

### (1) 認定の区分

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分けられます。

認定区分によって利用できる施設等が決まります。

認定区分	対象となる子ども	利用施設等
1号認定 【教育標準時間認定】	<u>満3歳以上</u> で、教育を希望する子ども	・ 幼稚園 ・ 認定こども園（教育部分）
2号認定 【保育認定】	<u>満3歳以上</u> で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	・ 保育所 ・ 認定こども園（保育部分）
3号認定 【保育認定】	<u>満3歳未満</u> で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	・ 保育所 ・ 認定こども園（保育部分） ・ 地域型保育事業

※3号認定は、子どもが満3歳に到達した時点で、2号認定に切り替わります。

※2号認定に該当する場合でも、教育を希望すれば、1号認定になります。

## (2) 保育の必要性の事由（2号認定、3号認定）

保育所または認定こども園（保育部分）等の利用を希望される場合には、保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当することが必要になります。

※幼児教育・保育の無償化に伴う「保育の必要性」認定も同様の要件になります。

No.	事由		基準等
①	就労		一月あたり 48 時間以上の労働を常態としていること。
②	妊娠・出産		妊娠中であるか出産後間がないこと。
③	疾病・障がい	疾病	疾病にかかっていること。
		障がい	精神若しくは身体に障がいを有していること。
④	親族の介護・看護		親族（長期入院等を含む）を常時看護または介護していること。
⑤	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥	求職活動（起業準備を含む）		求職活動等を継続的に行っていること。
⑦	就学（職業訓練を含む）		学校等に在学していること。
			ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
⑧	児童虐待やDVのおそれ		公的機関へ相談等を行っていること。
⑨	育児休業		育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。 ※新規入所および育児休業期間中の転園は出来ません。
⑩	その他		市長が認める場合であること。

## (3) 保育の必要量（2号認定、3号認定）

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間や保育料が異なります。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由 ※(2)のNo.と一致
	一日あたり	一月平均	
保育標準時間	11 時間まで	275 時間	①月 120 時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧児童虐待やDVのおそれ
保育短時間	8 時間まで	200 時間	①月 48 時間以上 120 時間未満の就労 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑨育児休業

※③疾病・障がい、④親族の介護・看護、⑦就学（職業訓練を含む）については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

#### (4) 認定の有効期間と利用期間（2号認定、3号認定）

認定期間と施設の利用期間は、保育の必要性の事由等によって次のとおりとなります。

No.	保育の必要性の事由		認定期間 (いずれか短い期間)	利用（入所）期間 (いずれか短い期間)
①	就労		就学前または満3歳の前々日	就学前（有期雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末）
②	妊娠・出産		出産予定日の前8週から、後8週の翌日が属する月の末日または就学前または満3歳の前々日	出産予定日の前8週から、後8週の翌日が属する月の末日または就学前
③	疾病・障がい	疾病	就学前または満3歳の前々日	年度末または就学前（診断書等で期間が定められている場合はその期間が属する月の月末）
		障がい	就学前または満3歳の前々日	年度末または就学前（身体障害者手帳等に記載されている認定期間）
④	親族の介護・看護		就学前または満3歳の前々日	年度末または就学前（年度内に介護保険の認定期間が終了する場合は、終了日の属する月の月末）
⑤	災害復旧		就学前または満3歳の前々日	年度末または就学前
⑥	求職活動 (起業準備を含む)		認定期間の開始日から90日目が属する月の月末または就学前または満3歳の前々日	入所から90日目が属する月の月末または就学前
⑦	就学 (職業訓練を含む)		卒業（修了）日が属する月の月末または就学前または満3歳の前々日	卒業（修了）日が属する月の月末または就学前
⑧	児童虐待やDVのおそれ		就学前または満3歳の前々日	年度末または就学前
⑨	育児休業	2号	育休終了日または就学前	育休終了日または就学前
		3号	育休対象児の満1歳の月末または育休終了日または入所児童の満3歳の前々日	育休対象児の満1歳の月末または育休終了日
⑩	その他		必要とする期間	必要とする期間

**※保育の必要性の事由（理由）に応じて、施設の利用期間が異なります。**

**利用更新を行うためにはその都度、手続きが必要になります。**

**※事由が「求職活動」の場合、有効期間内に就労先が決まらず、かつ、利用施設の受入状況を上回っている場合は、期間終了後の施設利用をお断りする場合があります。**

**※事由「育児休業」の場合、新規での利用申込はできません。また、原則として転園はできません。**

### (5) 優先利用（2号認定、3号認定）

保育の利用に当たっては事由・保育の必要量のほか、下記内容も含めた優先順位により指数化し、利用調整を行います。施設の受入人数を上回った場合は、第二・第三希望の施設へ調整を行います。

No.	優先事由	加点 減点	基準等
①	ひとり親	加点	関係法令に従い加点対象とする。
②	生活保護世帯	加点	生活保護担当課と連携を図り、就労による自立が見込まれる場合に加点対象とする。
③	虐待やDVのおそれがある場合	加点	関係法令に従い加点対象とする。
④	児童が障がいを有する場合	加点	特別児童扶養手当対象かどうか、各障害者手帳の有無等を基準として加点対象とする。
⑤	育児休業明け	加点	就労支援の配慮も必要なことから加点対象とする。
⑥	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	加点	子育て支援につながることから加点対象とする。
⑦	小規模保育事業などの卒園児	加点	小規模保育事業などの地域型保育事業は、原則0歳～満3歳になるまでの利用となり、卒園後の対応に配慮が必要なことから加点対象とする。
⑧	同居の親族が保育可能	減点	同居の親族（70歳未満）が世帯にいる場合は減点対象とする。
⑨	保育の利用等がない兄弟姉妹がいる場合	減点	兄弟姉妹に保育の利用等がない未就学児童がいる場合（介護対象児、幼稚園等を利用している場合は除く）は、減点対象とする。
⑩	その他	加点	地域型保育事業と類する保育所や分園の卒園後の対応について配慮が必要なことから加点対象とする。

**※「保育の必要性」が認められた後、施設の利用調整を行います。**

**必ずしも第一希望の保育施設等に入所できるものではありません。**



## (6) 認定の変更申請、申請内容の変更届について

次のような場合は、市に届け出が必要です。

保育必要量に関する変更（事由変更等）は、書類が整い次第、認定区分が変更されま  
す。お早めに手続きするようお願いします。

- ◆保育の必要性の事由又は保育必要量に変更があったとき  
保育の必要性の事由に変更（就労⇒求職、産休⇒育休、育休⇒復職など）があった場合は、すみやかに市へ届出をしてください。届出が遅れると、希望する日から保育必要量の変更ができない場合があります。
- ◆保育所等の利用をやめる（または長期休園）とき  
保育所等の利用をやめる（または長期休園）場合は、必ず事前に市へ退所届を提出してください。退所届の提出がなされない場合、利用の無い期間中の保育料をお支払いいただくこととなります。
- ◆勤務先を変更したとき  
保育の必要性の確認のため、新しい会社の就労（予定）内容証明書を提出してください。
- ◆世帯状況に変更があったとき  
住所や世帯状況など申込み内容に変更があった場合は、必ず市にご連絡ください。保育料等が変更になる場合があります。
- ◆市町村民税課税額に変更があったとき  
市に申告書類（写）等を提出してください。変更があった翌月分の保育料から変更になる場合があります。
- ◆認定区分を変更（2号→1号 など）するとき  
必ず市にご連絡ください。なお、変更は翌月1日からとなります。
- その他  
保育の必要性の事由の有無を確認するため、年1回、現況届の提出を求めます。  
※対象となる方については、利用施設を通して市から通知があります。



### 【3】提出書類について

認定申請および、施設等利用申込を行う場合は、次の（１）及び（２）の書類を添付し申請してください。

#### （１）保育の必要性を証明する書類（２号認定、３号認定）

保護者（父・母）の保育の必要性を証明する書類が必要です。

※幼児教育・保育の無償化に伴う「保育の必要性」認定も同様の要件になります。

事由		提出書類
①就労		・ 就労（予定）内容証明書
②妊娠、出産		・ 母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページ）の写し
③疾病・ 障がい	疾病	・ その他の事由に関する申立書 ・ 診断書（病名、保育できない旨や治癒見込期間等が記載されたもの） ・ 介護保険証、ケアプランの写し
	障がい	・ その他の事由に関する申立書 ・ 身体障害者手帳等の写し（氏名、等級、次回認定時期記載部分）
④親族の介護等		・ その他の事由に関する申立書 ・ 診断書（病名、治療期間、介護の必要性等が記載されたもの） ・ 介護保険証、ケアプラン、身障手帳等の写し
⑤災害復旧		・ 罹災証明書等
⑥求職中		・ 求職活動に関する申立書 ・ ハローワークカード等
⑦就学等		・ その他の事由に関する申立書 ・ 在学を証明できる書類及びカリキュラム等 ・ 職業訓練を受講していることが分かる書類等
⑧虐待やDVのおそれ		・ 公的機関が発行する書類等
⑨育児休業		・ 就労（予定）証明書（休暇期間が記載されたもの）
⑩その他		・ その他の事由申立書 ・ 状況を証するもの

※利用開始日までに必要な書類が提出されない場合は、保育の利用ができません。

※ここに記載した書類のほか、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

## (2) 利用者負担額（保育料）算定のために必要となる書類

次の区分に該当する場合にのみ、指定した書類を提出してください。

※保育所の手続き以外で、すでに市へ提出している場合は、その旨を申し出てください。

<b>①保護者が令和5年1月2日以降に転入し令和6年1月1日時点で横手市に住民登録を有している場合（令和5年1月1日時点で横手市以外に居住していた場合）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●【4月～8月まで入所する方】提出が必要な書類(以下いずれかの写し)<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;1&gt;「令和5年度所得（課税）証明書」</li><li>&lt;2&gt;「令和5年度市・県民税特別徴収額通知書（納税義務者用）」</li><li>&lt;3&gt;「令和5年度市・県民税納税通知書（表紙及び課税明細書欄）」</li></ul></li><li>●【9月以降に入所する方】<ul style="list-style-type: none"><li>・提出が必要な書類は特にありません</li></ul></li></ul>
<b>②保護者が令和6年1月2日以降に転入し横手市に住民登録を有している場合（令和6年1月1日時点で横手市以外に居住していた場合）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●【4月～8月まで入所する方】提出が必要な書類(以下いずれかの写し)<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;1&gt;「令和5年度所得（課税）証明書」</li><li>&lt;2&gt;「令和5年度市・県民税特別徴収額通知書（納税義務者用）」</li><li>&lt;3&gt;「令和5年度市・県民税納税通知書（表紙及び課税明細書欄）」</li></ul></li><li>※継続して入所希望の場合は令和5年度分の上記書類も必要となります。</li><li>●【9月以降に入所する方】提出が必要な書類<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;1&gt;「令和6年度所得（課税）証明書」</li><li>&lt;2&gt;「令和6年度市・県民税特別徴収額通知書（納税義務者用）」</li><li>&lt;3&gt;「令和6年度市・県民税納税通知書（表紙及び課税明細書欄）」</li></ul></li><li>①・②共通<ul style="list-style-type: none"><li>※名称は各自治体で異なる場合があります。</li><li>※市町村民税課税額が記載されたものが必要です。</li><li>※一方を配偶者控除対象としている場合でも、その対象者分の書類は必要です。</li><li>[💡] ただし、申請書類へ個人番号(マイナンバー)の記載があり、かつ前住地で住民税決定している方については、情報連携により取得させていただきます。</li></ul></li></ul>
<b>③同居の親族に障がい者を有する者がいる場合</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>●提出が必要な書類<ul style="list-style-type: none"><li>対象者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書のいずれかの写し</li></ul></li></ul>

### 〔留意事項〕

#### ◆必要書類の未提出、住民税の未申告により 保育料が最高額で算定される場合があります

以下該当する方へ、上記必要書類の提出をお願いしています。長期間にわたり、提出がない場合は保育料を最高階層（最高額）で決定いたします。

- ①保護者が住民税の申告をしていない。
- ②4月から8月分保育料の場合は昨年1月1日時点、9月から翌3月分保育料の場合は本年1月1日時点で横手市外に居住し、前住地の課税証明が提出されていない。
- ③4月から8月分保育料の場合は昨年1月1日時点、9月から翌3月分保育料の場合は本年1月1日時点で海外に居住し、住民税決定に係る関係書類が提出されていない。

### ◆最高額の保育料で納付された方へ

当該年度内に必要書類の提出、住民税の確定申告結果の提出があった場合、過払い保育料は再算定して還付します。ただし、保育料の還付は当該年度内に限るものであり、年度末(3月)を経過すると還付はできませんのでご注意ください。

### ◆海外居住により課税情報がない方へ

海外居住により課税情報がない場合でも、市民税額相当額を算出し保育料を算定します。国内外での収入・所得額・控除額等が確認できる書類（給与支払証明など）を提出いただきます。

## 【4】個人番号（マイナンバー）の記載について

### (1) 番号法の施行について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法という）の施行により、各種申請の際、個人番号（以下、マイナンバーという）の記載が必要になりました。

### (2) マイナンバーの記載が必要な手続きについて

マイナンバーの記載が必要な手続きは下記のとおりです。

- ① 特定教育・保育給付認定申請（保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するとき）
- ② 特定教育・保育給付認定変更申請（認定区分等の変更を行うとき）
- ③ 申請内容の変更届（住所等の変更を行うとき）
- ④ 支給認定証再交付申請（紛失等により認定証の再交付の申請を行うとき）
- ⑤ 退所届 兼 認定取消申請（退所又は特定教育・保育給付認定を取消するとき）
- ⑥ 現況届（年1回、保育の必要性の事由等について届出するとき）

### (3) マイナンバー記載に係る確認等について

各種申請書に**マイナンバーを記載した場合**は、次のいずれかの確認方法により、「**申請する保護者**」のマイナンバー及び身元確認が必要になります。

項目	個人番号の確認 (正しい番号であることの確認)	身元の確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
確認方法 ①	<b>個人番号カード</b>	※両方の確認が可能
確認方法 ②	<b>通知カード</b> または <b>住民票（マイナンバー付き）</b>	<b>運転免許証</b> または <b>パスポート</b> ※上記が困難な場合は、健康保険証と年金手帳など、2つ以上の書類が必要

※祖父母等が代理人（委任状あり）として各種申請を行う場合、上記の身元確認については代理人のものとなります。

## 【5】利用者負担（保育料・副食費）について

認可保育施設を利用する場合は、市で定めた保育料を支払っていただくことになります。

なお、国、県の制度変更に伴い、保育料基準額及び保育料助成事業の内容が変更になる場合があります。

※令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」制度が開始されました。これに伴い、原則として、すべての3～5歳児の保育料、非課税世帯0～2歳児の保育料が無料となります。

### （1）算定方法

#### ○対象児童の年齢区分

令和6年4月1日時点の児童の年齢で区分します。

※年度内に誕生日を迎えても年齢区分は変わりません。

#### ○対象となる市町村民税課税額

父母の市町村民税額の合算額で算定します。ただし、父母ともに一定の収入がない場合には同一世帯に属する世帯の祖父母いずれか一方の市町村民税額を加えます。※世帯状況を確認し総合的に「生計の主宰者」を判断し、決定します。

保育料対象月	市町村民税の課税年度
4月分から8月分	前年度（令和5年度）の市町村民税所得割額
9月分から3月分	当年度（令和6年度）の市町村民税所得割額

#### （適用しない控除）

利用者負担額（保育料）を計算する際には、次の控除は適用せず、税額控除前の税額で算定します。

- ・ 寄付金控除
- ・ 住宅借入金等特別控除
- ・ 配当控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 配当割額控除
- ・ 株式等譲渡所得割額控除

#### ○保育料基準額表の適用

児童の認定区分（教育認定、保育認定）及び保育必要量（標準時間、短時間）により適用される保育料基準額表が異なります。

#### ○ひとり親世帯等の保育料の減額

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯で、以下に該当する場合には基準額表のひとり親世帯等の区分が適用され、保育料が減額されます。

- ①ひとり親世帯と認定される世帯
- ②在宅障がい者（以下のいずれかに該当する者）のいる世帯
  - 身体障害者手帳の交付を受けている
  - 療育手帳の交付を受けている
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - 特別児童扶養手当の支給対象児童となっている
  - 国民年金等の障害基礎年金の受給者となっている

## (2) 多子軽減について

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用する児童の保育料については、多子世帯の保育料減免があります。減免内容は、認定区分や市民税課税額により異なります。

### ○保育認定の児童の場合

市町村民税額	カウント対象となる子ども	第1子	第2子	第3子以降
非課税世帯	生計同一の子どもすべて※1	無料		
所得割額 57,700 円未満の世帯※3	生計同一の子どもすべて※1	全額	半額※2	無料
上記以外の世帯	就学前までの施設を利用する児童	全額	半額	無料

※1、生計同一の子どもとは、同居を要件としておらず、就学、療養等で別居している場合であっても、生活費、学費、療養費等の送金を行っている場合にも該当します（例：大学生や寮で暮らす高校生など）。⇒ 生計同一が確認できるもの（学生証、健康保険被保険者証、生活費等の送金が確認できる通帳など）を持参のうえ、申立ての手続きを行ってください。

※2、ひとり親世帯等の場合無料

※3、ひとり親世帯等の場合は 77,101 円未満の世帯

### (3) すこやか子育て支援事業について

すこやか子育て支援事業は秋田県が独自に実施している事業で、県と市町村が対象経費を負担することによって、保護者の負担する**保育料**および**副食費**（給食のおかず代）を軽減（助成）する制度です。なお、助成を受けるには申請が必要です。

#### 【保育料助成】

県では、一部対象者の助成率を4分の1としています。更に、市の負担を上乗せし、一律2分の1の助成率としています。

#### ■保育認定…保育所、認定こども園（保育所部分）を利用する子ども

助成率	市町村民税所得割額
1/2	・ 169,000円未満の世帯（保育料基準額表の第3～8階層） ・ 301,000円未満の世帯（保育料基準額表の第9・10階層）で 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の子ども
全額	・ 169,000円未満の世帯（保育料基準額表の第3～8階層）で 平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降の子ども

#### 【副食費助成】

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、副食費（おかず代）が実費負担（保護者負担）となりました。県では、保護者の負担を軽減するため、所得に応じた助成を行い、更に、市の負担を上乗せ助成することで、保護者負担を無料にしました。

	0～2歳	3～5歳
無償化	・ 非課税世帯の子ども （保育料に含まれる）	・ 世帯年収360万未満の子ども ・ 第3子以降の子ども（多子減免※世帯によって異なる）
県助成	*	・ 世帯年収360万以上の子ども ➡所得や世帯に応じて、月額4,700円を上限に 1/4 または 1/2 または 10/10
市助成	*	・ 県助成に上乗せして助成 ➡すべての保育料無償化対象となる子どもの副食費が無料になります。

- ・ 対象年齢／3歳児から5歳児（保育料無償化該当者）
- ・ 助成額／月額上限4,700円

※副食費の設定金額は施設によって異なります。

直接お問い合わせください。なお、上限額を超えた部分は保護者負担となります。



(4) 保育料の納入方法について

在籍している施設の種別で保育料の納付先が異なります。

施設の種別	納付先	納付方法
認定こども園 市外の公立保育所 地域型保育事業	在籍 施設	在籍する施設へお問い合わせください。
私立保育所 市内の公立保育所	横手市	<p>○翌月末が納付日（口座振替日）となります。（例. 4 月分⇒5 月末日）ただし、月末が金融機関の休業日（土日祝日など）に当たる場合は翌営業日となります。</p> <p>○<u>保育料は原則、口座振替をお願いします。</u></p> <p>【口座振替】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入所者には口座振替依頼書を送付します。 →指定の金融機関に提出してください。</li> <li>・口座を変更する場合は、お知らせください。</li> </ul> <p>【納付書納付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付書での納付を希望する場合は、毎月 20 日頃に送付します。 →横手市内の各金融機関窓口で納付してください。</li> </ul>

保育短時間認定に係る延長料金

\*\*\*\*\*

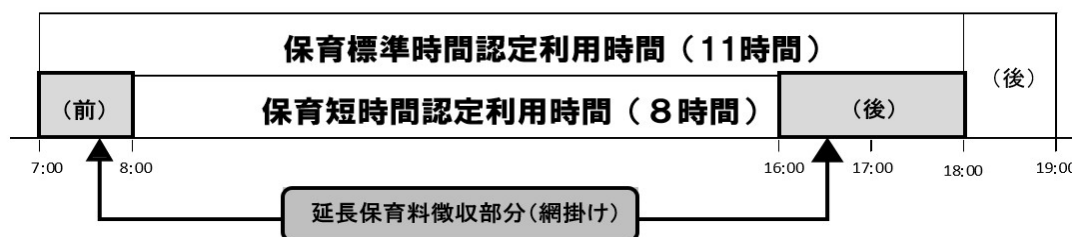
教育・保育施設等で保育を利用する場合、保育を必要とする事由や保護者の就労時間等により「保育標準時間（1日あたり11時間の利用）」と「保育短時間（1日あたり8時間の利用）」の二区分で保育必要量を認定します。

このうち「保育短時間」の認定を受けた世帯について、教育・保育施設等で設定する時間帯を超える部分は「延長保育」となります。

市内公立保育施設は統一して、1時間あたり100円の延長保育料をいただいております。私立の保育施設を利用する場合は、利用する施設にお問い合わせください。

なお、保育標準時間を超える場合の延長保育料の取り扱いについては、公立・私立にかかわらず、利用される施設にお問合せください。

**(例) 保育標準時間:7時00分~18時00分、  
保育短時間:8時00分~16時00分に設定した施設**





## (5) 保育料等基準額表

### 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料等のお知らせ

幼稚園・保育所・認定こども園の保育料は、児童の年齢と世帯の市民税課税額により決定されます。  
 保育料の切り替え時期は9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税課税額で算定されます。  
 ※市民税所得割課税額は住宅借入金等特別税額控除、配当控除などの税額控除を適用する前の税額で算定します。

#### ■ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の保育料：無料になります。

階層区分と定義		預かり保育料		
		満3歳児	3歳児以上	備考
第1	生活保護世帯	非課税世帯のみ		【保育料】 満3歳～5歳までの保育料が無償化になります。  【預かり保育料】 ・無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」が必要になります。 ・事前申請が必要ですので、各施設へお問い合わせください。
第2	ひとり親世帯等	上限 16,300円/月額 まで無償		
	所得割課税額が0円			
第3	ひとり親世帯等	保護者負担 (利用施設が定める金額)		
	所得割課税額が77,100円以下			
第4	所得割課税額が211,200円以下			
第5	所得割課税額が211,201円以上	上限 11,300円/月額 まで無償		

#### ■ 保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業の保育料月額：3歳児クラス以上の保育料は無料になります。

階層区分と定義		3歳未満児		多子世帯の保育料減免	
		標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)		
第1	生活保護世帯	0円	0円	所得割課税額が 77,101円未満の ひとり親世帯等  第2子以降無料  所得割課税額が57,700円未満 の世帯 (ひとり親世帯等の場合は 77,101円未満の世帯) 保護者が監護し、生計同一 の子どもをカウントします。  上記以外の世帯 保護者が監護し同一世帯の 教育・保育施設等を利用する 0歳から小学校入学前までの 子どもをカウントします。	
第2	ひとり親世帯等	0円	0円		
	非課税世帯	0円	0円		
第3	ひとり親世帯等	6,500円	6,400円		
	均等割のみの世帯	14,000円	13,800円		
第4	ひとり親世帯等	6,500円	6,400円		
	所得割課税額が48,600円未満	18,000円	17,700円		
第5	ひとり親世帯等	6,500円	6,400円		
	所得割課税額が72,800円未満	22,000円	21,700円		
第6	77,101円未満のひとり親世帯等	6,500円	6,400円		
	所得割課税額が97,000円未満	26,000円	25,600円		
第7	所得割課税額が133,000円未満	30,000円	29,500円		
第8	所得割課税額が169,000円未満	34,000円	33,500円		
第9	所得割課税額が235,000円未満	37,000円	36,400円		
第10	所得割課税額が301,000円未満	40,000円	39,400円		
第11	所得割課税額が349,000円未満	45,000円	44,300円		
第12	所得割課税額が397,000円未満	50,000円	49,200円		
第13	所得割課税額が397,000円以上	60,000円	59,000円		

◆問合せ 子育て支援課 幼保係(本庁舎) ☎35-2133 または 各市民サービス課

## 【6】広域入所を希望する場合

### ■広域入所とは

- \* 児童の住所地以外の市町村の認可保育施設等へ入所する制度です。
- \* 市町村間で受託・委託協議を行い、入所の承諾（または不承諾）を決定します。
- \* ただし、双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件となります。

### ■広域入所の対象者

「保育の必要性の事由」以外に、次のいずれかに該当する等が対象となります。

- \* 里帰り出産や保護者の勤務地・就労状況により、居住地以外の保育施設等へ入所させることが適当であると認められる場合
- \* その他、双方の市町村長が必要であると認めた場合

〔注意事項〕

- ・ 「求職活動」が事由の場合については、家庭状況等により、その可否を判断します。
- ・ すでに保育施設等に入所中の場合は、入園施設の退所後からの利用となります。
- ・ 広域入所の場合、最長利用期間は年度末までとなります。翌年度以降の利用は、改めて、申請が必要になります。なお、継続して利用できるとは限りませんので、予めご了承ください。
- ・ 入所希望先の市町村から承諾された場合に限り入所できるものであり、必ず入所できるものではありません。

### ■広域委託：横手市に住所を有し、他の市町村に所在する保育施設等への入所を希望する場合

〔手続き場所〕

横手市役所 子育て支援課または各地域市民サービス課までご相談ください。

〔手続きの流れ〕

- ① （保護者）入所希望先の保育施設等の利用申込期間を確認する
- ① 保護者が横手市に対し、特定教育・保育認定申請および入所申込を行う
- ② 横手市と入所希望先の市町村で保育の委託協議を行う
- ③ 入所希望先の市町村から横手市に対し、受託の回答がされる
- ④ 横手市から保護者へ、入所の承諾（利用決定）・不承諾を連絡する
- ⑤ （承諾）入所希望をした保育施設等から、保護者に対し保育サービスの提供が行われる  
（不承諾）子育て支援課が保護者の意向を確認

### ■広域受託：他の市町村に住所を有し、横手市内の保育施設等への入所を希望する場合

〔手続き場所〕

住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。

〔注意〕

横手市内に住所を有する児童の入所が優先ですので、必ず入所できるものではありません。



## 【7】よくある質問 Q & A

Q 1 : 申込みをすれば、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

- ・希望の保育施設に定員の空きがなければ入園することはできません。
- ・先着順ではありません。
- ・空きがある場合でも、入園希望の方の人数が空きの人数を超える場合には、保育所等利用調整基準により決定します。
- ・申込みは入園希望月の受付期間内にお手続きください。

Q 2 : 公立保育園と私立保育園では何が違うのですか？

- ・利用者負担額（保育料）と利用調整に関しては同じです。
- ・私立保育園は、施設により園服やバックなどの指定や提供サービスなど、各園で別途費用がかかる場合がありますので、事前に見学をして希望園を決めていただくことをお勧めします。

Q 3 : 希望園はいくつまでだせますか？

- ・通える範囲であれば、いくつ希望していただいても結構です。（申請書には第6希望まで記入）
- ・第一希望の施設に入園できるとは限りません。通勤経路や送迎事情なども踏まえ、お考えください。

Q 4 : 申込み後に、希望園の変更はできますか？

- ・できます。申込み後に希望園の変更をしたい方は、早急にお知らせください。

Q 5 : 現在、認定こども園（教育）に通園しています。長期休暇中だけ保育施設に入園することはできますか？

- ・認定こども園にかかわらず、A園に在園しながら、B園に入園することはできません。転園の場合は新たに手続きが必要になります。

Q 6 : 認定更新の手続き書類が揃いません。退園しなければなりませんか？

- ・保育施設等を利用するためには「保育の必要性」が認められなければなりません。手続きをすることによって証明して頂いていますので、手続きが滞り、必要性が認められない場合は、退所をお願いすることもあります。

Q 7 : 求職活動中です。就労できなければ退園しなければなりませんか？

- ・「求職活動」での認定期間及び利用期間は、認定後90日目が属する月の月末となっております。更新手続きにより延長しての利用は可能ですが、その際に、具体的な求職活動の状況をお伺いし「保育の必要性」を判断させていただきます。
- ・必要性が認められない場合は、退所をお願いすることもあります。

Q 8 : 出産時に育児休業を取得します。上の子は退園しなければなりませんか？

- ・在園児の場合は継続の利用が可能です（手続き必須）。ただし、保育の必要性の事由が「育児休業」の場合、新規での利用申込はできません。また、原則として転園はできません。



## 8、幼児教育・保育無償化について



# 幼児教育・保育の無償化



幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する  
3歳児から5歳児のすべての子どもたちの保育料が無償化されます



### 幼児教育・保育無償化のイメージ



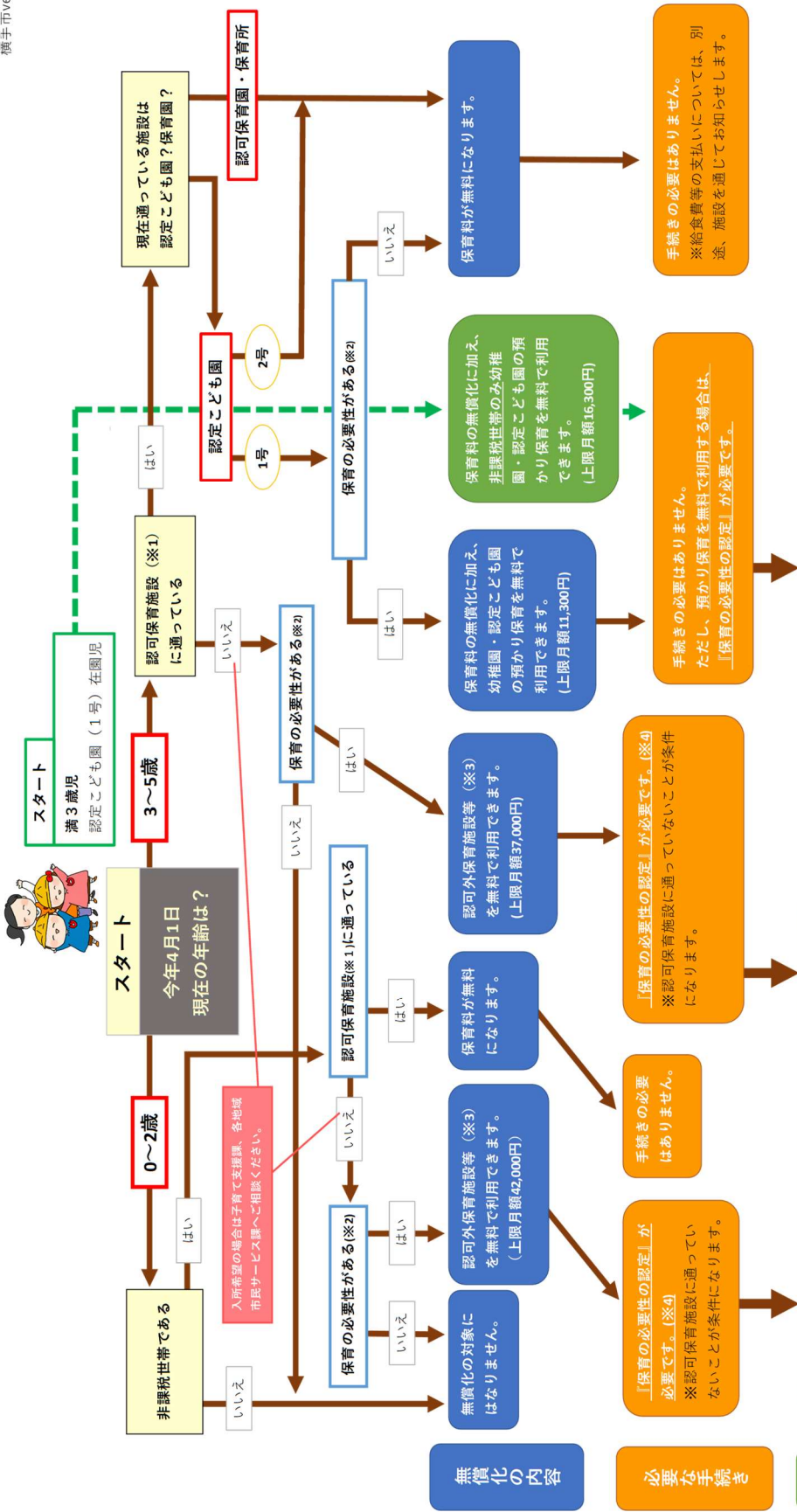
無償化の対象となるには、『保育の必要性の認定』のため申請が必要です。  
 各地域市民サービス課または子育て支援課へお問い合わせください。  
 ※基本の保育料に関する手続きはありません。

- 0歳児～2歳児の子どもたちの保育料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。(認可外保育施設の場合、月額4.2万円までが無償となります)
- 幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料」となります。

(注1) 幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、横手市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。※「育児休業」での認定は、現在(認可・外)施設を利用中の場合のみとなります。  
 (注2) 認可外保育施設については、横手市から無償化の対象となる公示を受けている場合に限りです。また、利用者については、「育児休業」中の場合は、利用料のみが無償化の対象となります。(他サービスは対象外)  
 (注3) 上記のほか、地域型保育事業施設や、企業主導型保育事業施設(標準的な利用料)も対象となります。

〔フローチャート〕

横手市ver.



【問合せ先】

子育て支援課 (幼保係)	0182-35-2133
増田市民サービス課	0182-45-5514
平舘市民サービス課	0182-24-1114
雄物川市民サービス課	0182-22-2156
大森市民サービス課	0182-26-2115
十文字市民サービス課	0182-42-5114
山内市民サービス課	0182-53-2933
大雄市民サービス課	0182-52-3905

**「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)**

認定を受ける方は、申請が必要です。市HPまたは各施設市民サービス課または子育て支援課(本庁舎4階)で必要書類を取得し、申請してください。

※書類の確認に時間を要することもありますので早めの手続きをお願いします。

【提出書類】①申請書 ②保育を必要とする事由が確認できる書類 (就労証明書、母子手帳、障がい者手帳等)

【提出先】 各施設市民サービス課、子育て支援課

【提出期限】 ・利用する月の前月15日まで (遡っての申請・認定は出来ません)

---

**「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)**

認定を受ける方は、申請が必要です。市HPまたは各施設市民サービス課または子育て支援課(本庁舎4階)で必要書類を取得し、申請してください。

※書類の確認に時間を要することもありますので早めの手続きをお願いします。

【提出書類】①申請書 ②保育を必要とする事由が確認できる書類 (就労証明書、母子手帳、障がい者手帳等)

【提出先】 各施設市民サービス課、子育て支援課

【提出期限】 ・利用する月の前月15日まで (遡っての申請・認定は出来ません)

---

(※1) ...横手市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所  
 (※2) ...就労、妊娠・出産、障がい・疾病、介護等の理由により、保護者のいずれも家庭で保育が出来ない場合。「保育の必要性の認定」は市で行います。  
 (※3) ...一時預かり事業(市内実施施設)、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業  
 (※4) ...認定事由「育児休業」は、「認可・外」施設利用中の場合のみ適用され、その対象範囲も児童により異なります。

※詳細はお問合せ下さい。

## 9、利用調整における基準指数および調整指数

「横手市子どものための教育・保育給付の教育・保育給付認定事務等取扱要綱」抜粋

別表（第15条関係） 横手市保育の利用における調整のための基準（保育所等利用調整基準）

### (1) 基本点数表

	事由	細目	指数	
1	就労	居宅外就労	月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり8時間以上の就労を常態	100
			月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり6時間以上8時間未満の就労を常態	90
			月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり4時間以上6時間未満の就労を常態	80
			月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり3時間以上4時間未満の就労を常態	70
			月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり1時間以上3時間未満の就労を常態	40
			月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり8時間以上の就労を常態	90
			月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり6時間以上8時間未満の就労を常態	80
			月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり4時間以上6時間未満の就労を常態	70
			月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり3時間以上4時間未満の就労を常態	40
			月12日以上16日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり1時間以上3時間未満の就労を常態	30
			月48時間以上就労しているが、上記に該当しない場合	50
			月48時間未満の就労で、上記に該当しない場合	20
			居宅内就労（自営・農業・内職等就労地が居住地と同一の場合）	月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり8時間以上の就労を常態
		月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり6時間以上8時間未満の就労を常態		80
月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり4時間	70			

		間以上6時間未満の就労を常態		
		月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり3時間以上4時間未満の就労を常態	60	
		月20日以上又は週5日以上就労し、1日あたり1時間以上3時間未満の就労を常態	30	
		月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり8時間以上の就労を常態	80	
		月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり6時間以上8時間未満の就労を常態	70	
		月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり4時間以上6時間未満の就労を常態	60	
		月16日以上20日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり3時間以上4時間未満の就労を常態	30	
		月12日以上16日未満又は週3日以上5日未満就労し、1日あたり1時間以上3時間未満の就労を常態	20	
		月48時間以上就労しているが、上記に該当しない場合	40	
		月48時間未満の就労で、上記に該当しない場合	10	
2	妊娠出産	出産の準備又は休養を要する場合	100	
3	保護者の疾病、障害	入院	おおむね1月以上の入院を要する場合	100
			上記以外の場合	80
		居宅療養	常時寝たきりで保育が困難な場合	100
			上記以外で日常生活に著しく支障がある場合	80
			上記以外の場合	50
		通院	週3日以上かつ1月以上の通院を要する場合	60
		障害	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、保育が困難な場合	100
			療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者で、保育が困難な場合	80
			身体障害者手帳3級所持者で、保育が困難な場合	60
上記以外で保育が困難な場合	40			
4	介護又は看護	おおむね1月以上の入院を要する同居親族に付き添う場合	「1就労(居宅内就労)」	

			に規定する細目の区分に準ずる
		在宅で、同居親族の看護・介護にあたる場合	「1就労（居宅内就労）」に規定する細目の区分に準ずる
5	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害による被害の復旧にあたる場合	100
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合	5
7	就学（職業訓練を含む。）	学校等に在学し、又は職業訓練を受けている場合	「1就労（居宅内就労）」に規定する細目の区分に準ずる
8	児童虐待やDVのおそれ	虐待又はDVを受け、又は受けるおそれがある場合	200
9	育児休業取得時の継続利用	継続利用児童が年長児である場合	80
		上記以外の場合	50
10	市長が認める場合	上記に類する状態と認められる場合	10～100

備考

- 1 父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。
- 2 「1.就労」に係る時間数には、休憩時間を含むものとする。
- 3 当該点数表によりがたい場合は、別途判断する。



(2) 調整点数表

区分	要件	指数
保護者単位	1 常態的な時間外勤務が1時間以上ある場合	10
	2 通勤時間が往復2時間以上ある場合	10
	3 育児休業明けで保育の利用をする場合	50
世帯単位	1 ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯（離婚調停中を含む。）である場合	100
	2 生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合	50
	3 虐待やDVのおそれがあるなど、社会的擁護が必要な場合	100
	4 保育認定を受けようとする子どもが障害を有する場合	10～50
	5 兄弟姉妹が同一の保育の利用を希望する場合	20
	6 小規模保育事業等（3歳未満の受け入れを行う乳児保育園又は分園を含む。）の卒園児の場合	60
	7 利用開始日において、保育認定を受けようとする子どもの保育が可能な満60歳以上70歳未満の同居親族がいる場合	-10
	8 利用開始日において、保育認定を受けようとする子どもの保育が可能な満60歳未満の同居親族がいる場合	-50
	9 兄弟姉妹に、特定教育・保育施設の利用又は利用申込みのない未就学児童がいる場合（ただし、当該児童が介護又は看護の対象となっている場合を除く。）	-50

(3) 同一指数時の優先順位

番号	内容
1	横手市民の世帯
2	父又は母が不存在の世帯
3	基本点数の高い世帯
4	祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している世帯
5	世帯の収入金額が低く、就労が生計費を得るために必要と認められる世帯
6	保育料等の滞納がない世帯

## 【10】 その他の子育て支援サービス

### (1) 子育てファミリー支援事業

横手市では、在宅での子育て世帯を含めた、就学前の子どもを養育する世帯の経済的な負担軽減と、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めるために、一時預かり等の利用料を助成する子育てファミリー支援事業を秋田県と協同で開始しました。

#### ①助成対象となる世帯について

横手市に住所を有し、平成30年4月2日以降に第3子以降の子が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育している世帯が対象となります。

#### ②助成額について

1世帯あたり年度15,000円が上限となります。

#### ③助成対象事業について

小学校就学前の子どもが利用した次の事業に関する利用料が対象となります。

※横手市外の施設等を利用される場合は、事前にお問い合わせください。

##### (1) 一時預かり事業

(※幼稚園型は除く。認定こども園在園児の預かり保育は除く。)

##### (2) 病児保育事業、病後児保育事業

##### (3) ファミリー・サポート・センター事業

##### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

##### (5) 子育て支援に資する事業

###### ① 一時預かり事業（自主）

② (1)から(4)及び(5) ①にかかる給食費、送迎等の交通費など費用の実費負担分

#### ④申請方法について

対象事業を利用後、利用料を全額支払ったのち、子育て支援課または各市民サービス課で、対象事業を利用した日の属する年度の3月31日（土日祝日は除く）までに申請を行ってください。

\*当該年度4月1日以降に利用した費用が助成対象となります。

#### ⑤申請に必要なものについて

##### (1) 子育てファミリー支援事業助成申請書

##### (2) 領収書（対象事業の利用日および利用料金がわかるもの）

##### (3) 振込口座確認書類（金融機関、支店、口座番号、名義人がわかる通帳等）

##### (4) 養育している子が別居している場合は、別居している子の住民票及び生計同一であることがわかる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）



## (2) 病児保育園「おひさま」 利用概要

子どもが病気の際、仕事を休めない保護者の方のために、保育士と看護師がお子さんを一時的にお預かりする「病児保育園 おひさま」を開設しています。

- (1) 場 所／横手市婦気大堤字谷地添 7-1 (伊藤小児科・内科医院敷地内)
- (2) 時 間／平日 8:00～17:30、土曜日 8:00～12:00  
※延長は出来ません。日曜祝日、お盆、年末年始はお休みです。  
※当院が休診の際はお休みになります。
- (3) 対象児童／生後9週～小学校6年生までの病気の児童
- (4) 対象疾患／通常外来で治療可能な病気 (ただし、麻しん、流行性結膜炎を除きます)
- (5) 利用定員／一日最大8人 (※月齢、病状により定員未満でも締め切ることがあります)
- (6) 利用予約／病児保育園「おひさま」 ☎0182-23-6477

## (3) 病後児保育「浅舞感恩講保育園」利用概要 【現在休止中】

病気の回復期にある子どもが保育所等での集団生活が困難な場合、保育士と看護師がお子さんを一時的にお預かりする「病後児保育」を開設しています。

- (1) 開設場所／横手市平鹿町浅舞字浅舞 221-1 (浅舞感恩講保育園 病後児室)
- (2) 開園時間／月曜～土曜日 7:00～18:00  
※延長は出来ません。祝日、日、お盆、年末年始はお休みです。
- (3) 対象児童／0歳～小学校6年生までの病気の児童
- (5) 利用定員／一日最大2人 (※月齢、病状により定員未満でも締め切ることがあります)
- (6) 利用予約／浅舞感恩講保育園 ☎0120-24-1344、☎0182-24-1148

### 【利用方法】

- ・ 利用する場合、原則、事前登録及び利用予約が必要です。
- ・ 詳細については、各事業施設にお問い合わせください。



### 【利用料】 以下のとおり (お問い合わせ 横手市子育て支援課・幼保係 ☎0182-35-2133)

- ・ 利用期間終了後に、市から届く納付書でお支払いください。

なお、病児保育については、別途、診察料が発生する場合があります。

市内に住所を有する児童の世帯・区分	利用料 (1日当たり)
* 市内に住所を有する児童の世帯	
生活保護・市町村税 非課税世帯	0円/日
市町村民税 均等割のみまたは所得割 48,600円未満	1,000円/日
市町村民税 所得割 48,600円以上	2,000円/日
* 市外に住所を有する児童の世帯	
勤務先が市内にある方などの世帯	3,000円/日



## 1 まずは情報収集を

- ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

## 2 事前に見学を

- ・決める前に必ず施設を見学しましょう

## 3 見た目だけで決めないで

- ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

## 4 部屋の中まで入って見て

- ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

## 5 子どもたちの様子を見て

- ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

## 6 保育する人の様子を見て

- ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう



## 7 施設の様子を見て

- ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
- ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

## 8 保育の方針を聞いて

- ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

## 9 預けはじめてからもチェックを

- ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

## 10 不満や疑問は率直に

- ・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか